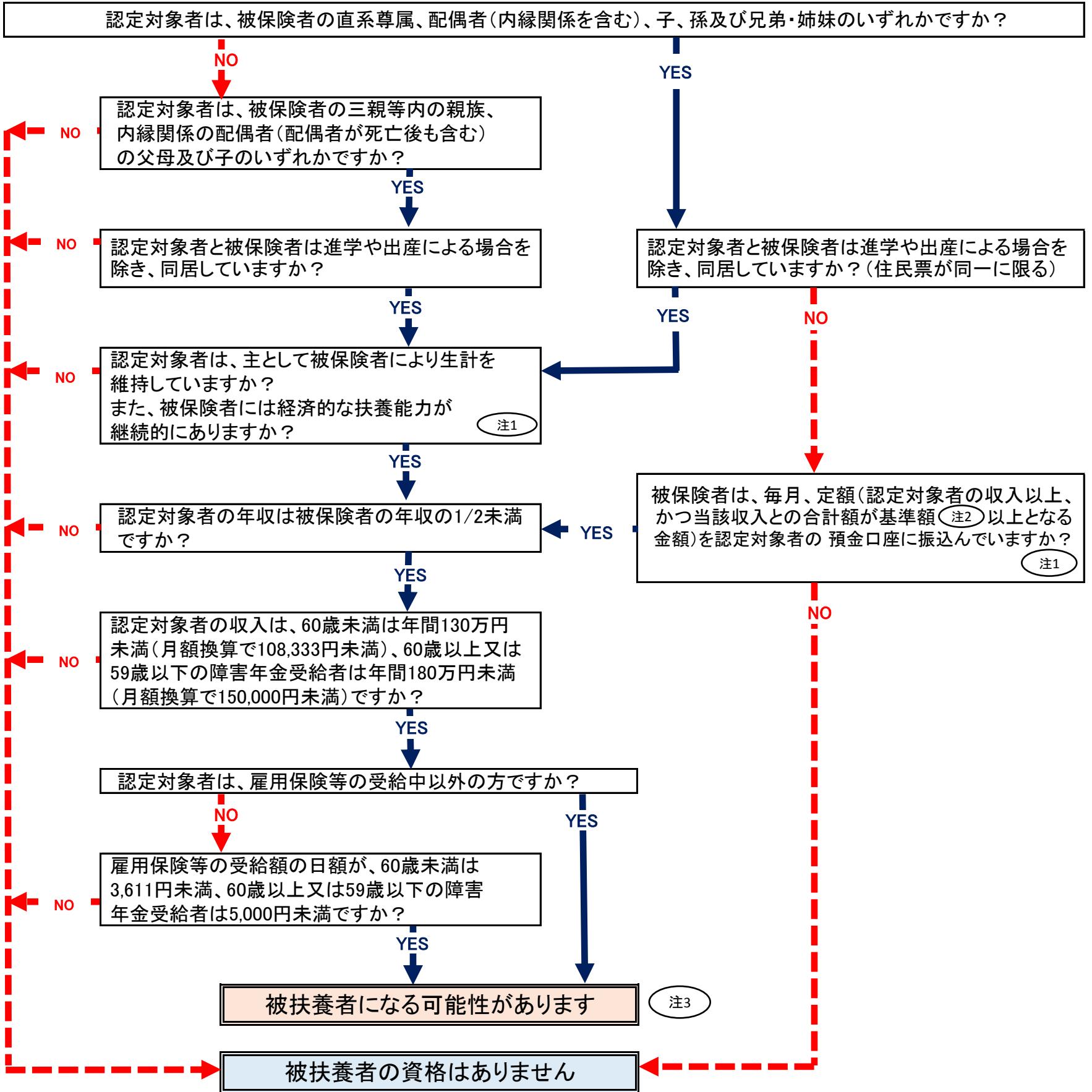


# 被扶養者の判定チャート

→ YES  
- - - NO



- 注1 原則として、被保険者の他に優先すべき扶養義務者がいないこと。他に扶養義務者がいる場合には、年間収入の多い方(仕送りの場合は、仕送り額の多い方)の被扶養者とする。  
また、夫婦共働きの場合には、被扶養者の員数にかかわらず、年間収入の多い方の被扶養者とする。
- 注2 基準額は毎年、その時の経済状況や社会的背景を勘案し理事会で定めたものとする。
- 注3 判定にあたっては、このチャートの他、「法令等」「被扶養者認定基準」等を十分に考慮し慎重に実施する。なお、被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くと組合が判断した場合には、認められないことがある。下記「その他注意事項」参照

## その他注意事項

認定対象者が被保険者の両親の片親である場合は、生計を一にするその両親の収入合計をもって認定対象者の収入とする。  
また、認定対象者が士業の資格を有し、その事業を開業している場合は、原則として認定しないものとする。

(平成27年12月18日)